

## 条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十四号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第六十項第二号事務の欄15中「第八十一条第三項」を「第八十一条第四項」に改める。

別表第九十一項事務の欄26中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改め、同欄27中「第二号及び第三号」を「第三号及び第四号」に、「及び第二号」を「及び第三号」に改め、同欄29中「別表第六の一の項の下欄ロ」を「別表第八の一の項の下欄第一号ロ」に、「第二号ハ」を「第二号ホ」に改める。

別表第九十八項第二号を削り、同項第一号事務の欄中「いう。」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号。以下この項において「施行規則」という。）」を加え、「法第四条第一項の規定による申請及び法第二十九条第一項の規定による届出（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係るものに限る。）」を「次に掲げるもの」に改め、同欄に次のように加える。

- 1 法第四条第一項の規定による申請
- 2 法第十七条第一項の規定による認可
- 3 法第二十九条第一項の規定による届出
- 4 施行規則第十五条第二項の規定による届出（法第十七条第一項の認可を受け  
た者に係るものに限る。）

別表第九十八項第一号市町村の欄中「さいたま市」の下に「、川越市、川口市及び越谷市」を加え、同号の号番号を削る。

### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、別表第六十項第二号事務の欄の改正規定は、公布の日から施行する。